

社会福祉法人さくらの家福祉農園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくらの家福祉農園（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人業務に伴う役員等の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という）について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。また役員等とは評議員を含めた役員をいう。

2 この規程で法人業務とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長の専決事項に関する業務
- (2) 理事会及び評議員会への出席
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 行政機関等による監査の立会
- (5) 役員等の研修会への参加、その他出張による業務
- (6) 法人職員に対する技術指導業務
- (7) 法人の事務業務、事業の運営等に関する業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

(役員等の報酬)

第3条 前条第2項の業務を行なった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、評議員会で決定する。

附 則

この規程は、平成26年11月10日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

	名称	報酬額	実費弁償費	備考
1	理事長の専決事項業務	2,000円	法人職員給与 与規程通勤 手当支給要件を適用（出張時は、旅費 規程支給要件を適用）	理事長が2,3に出席した場合も左記金額のみ
2	理事及び監事が理事会または評議員会に出席の場合	2,000円		役員が同日中に両会に出席した場合は左記金額のみ
3	評議員が評議員会出席の場合	1,500円		
4	上記以外の概ね半日の業務	3,600円		役員等が左記業務中に、2又は3の会議に出席の場合は左記金額のみ
5	上記以外の概ね1日の業務	7,200円		

報酬額は、税引き後の金額とする。